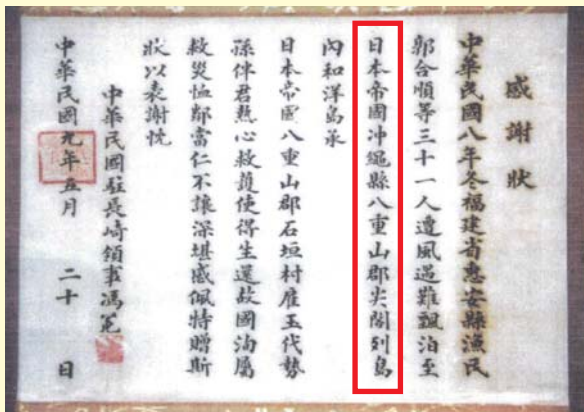


図1

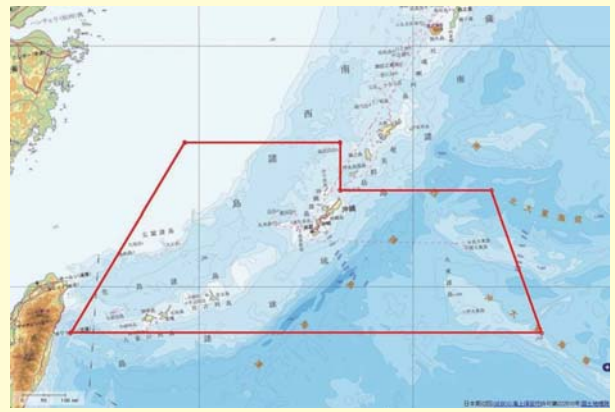


(外務省ホームページ)



1920年、遭難した中国漁民の救助に対し中国が日本に出した感謝状。遭難場所は「日本帝国冲縄県八重山郡尖閣列島」と明記されていることから、中国が尖閣諸島を日本領だと認識していたことがわかります。

図2



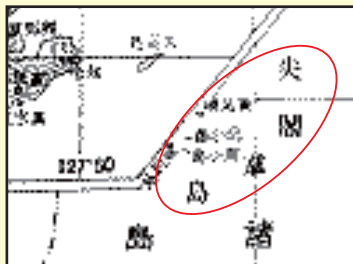
(外務省ホームページ)



1971年、沖縄返還協定が結ばれ、翌年、アメリカは南西諸島を日本に返還しました。この時の返還対象区域（上の地図の赤い直線で囲まれた区域）に尖閣諸島は含まれています。

図3 中国政府が自らの主張に合わせ変更した教科書の地図の表記 (写真: 外務省ホームページ)

1970年



「尖閣群島」と表記

1971年



「釣魚台列嶼」と表記

3 国際法から見た尖閣諸島

【1】 尖閣諸島が日本固有の領土である根拠

- 政府は国際法にのっとり、どの国の支配も及んでいない無人島であることを慎重に確認した上で、1895年に日本の領土に編入しました。
- サンフランシスコ平和条約で米国施政権下に置かれ、1972年に発効した沖縄返還協定で日本に返還されました。



【2】 中国・台湾の主張とこれに対する日本政府の見解

中国・台湾の主張

- ・ 中国の多くの古文書や古地図に尖閣諸島の記述があり、中国が日本より先にこれらの島々を発見したのだと主張しています。
- ・ 尖閣諸島は地理的、地質的に台湾と連なっており、台湾に附属する島々である、と主張しています。

これに対する日本政府の見解

- ・ 中国が示す文献や地図の記載内容は、領有権の証拠とするには全く不十分なものです。
- ・ 国際法上、島を発見することや、地理的に近いことのみでは、領有権の主張を裏付けることにはなりません。中国が尖閣諸島を継続的かつ平和的に支配していた証拠もありません。
- ・ 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかです。現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は、存在しません。